

中小企業等経営強化法の経営力向上設備および生産性向上特別措置法の先端設備等にかかる 工業会証明書発行手続きのご案内

- ※当協会へ工業会証明書発行を申請いただく前に、中小企業庁や申請先の各市町村による案内等をもとに
経理ご担当や税理士と十分な事前確認を行ってください。
- ※当協会では工業会証明書発行業務のみを担当しており、制度内容のお問合せには対応致しかねます。

当協会では現在、「中小企業等経営強化法の経営力向上設備」および「生産性向上特別措置法の先端設備等」にかかる工業会証明書（以下、証明書）を発行しております。これらの証明書様式は共通です。記載内容が同一の場合、証明書1枚で上記2制度の手続きが可能です。

※証明書発行申請前に、証明書発行要件を必ずご確認くださいませようお願いします。

1. 当協会による工業会証明書発行対象

【当協会による証明書発行対象となる設備】

経済産業省の工業会リストに当協会担当と記載された細目で、かつ、溶接・接合・切断加工に関わる設備

【発行要件】

証明書発行対象設備のうち、当協会が下記要件①・②を満たすと判断したもの

- ① 一定期間内（10年以内）に販売が開始された「機械及び装置」に該当する設備
- ② 設備メーカー（以下、メーカーという）の一代前モデルと比較して生産性が年平均1%以上向上している設備
※設備ユーザー（以下、ユーザーという）が現在使用しているモデルとの比較ではありません。
- ③ 「機械及び装置」のうち、取得価額が単品160万円以上の設備

※要件③については当協会が判断を行いません。ユーザーが市町村へ申告した際に判断されます。

当協会からの証明書発行によって税制措置の適用が認定されるものではないことをご留意ください。

証明書発行申請にあたっては本ご案内のほか、下記中小企業庁HPも事前にご一読ください。

- 「工業会証明書の取得の手引き」 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

2. 証明書発行申請時に必要な書類

【必要書類】

- 証明書（様式1）
- チェックリスト（様式2）
- 生産性向上の根拠資料 ●
- 返送先を記載し、切手を貼付した返送用封筒

カタログ、仕様書など下記4点が明記された資料

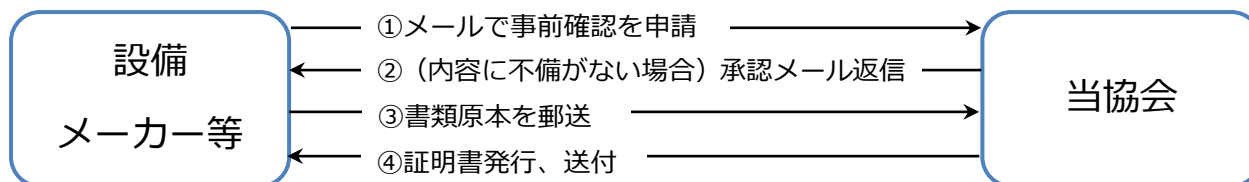
- ① 当該モデル発売開始年月
- ② 当該モデル指標数値
- ③ 一代前モデル発売開始年
- ④ 一代前モデル指標数値

※上記の各記載箇所に下線、又は○を付ける

※証明書発行申請についてのご留意事項

- ・(様式 1)、(様式 2) は必ず PC 入力で作成してください。手書きで作成したものは受付できません。
- ・3. の申請手続に則っていない場合や当協会が必要と判断した根拠資料が提出されない場合、また内容について合理的な説明がなされない場合は、証明書は発行されません。

3. 証明書発行申請の流れ



①メールで事前確認申請

メーカーは2.の必要書類を準備し、**証明書・チェックリスト・生産性向上の根拠資料の3点**を下記宛メールに添付して事前確認を受けてください。(メーカーが申請者となります。設備ユーザーではありません。)

受付窓口メールアドレスは下記の通りです。

- ・「中小企業等経営強化法の経営力向上設備」に関する申請、お問合せ…「kazeitokurei@jwes.or.jp」
- ・「生産性向上特別措置法の先端設備等」 " …「sentan@jwes.or.jp」

②③発行承認の返信、および原本送付

事前確認が完了したら、証明書発行可否および証明書整理番号について当協会より承認メールを返信致します。

当協会からの承認メールを受領した後、2.に記載の必要書類4点を郵送してください。

・送付宛先…〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 4-20

一般社団法人日本溶接協会 業務部 工業会証明書発行担当 宛

④証明書発行、送付

当協会は送付された証明書(様式 1)に押印の上、メーカーへ返送します。メーカーは当協会から郵送された証明書をユーザーへお渡しください。証明書発行後にユーザーの方で行う税制措置申請の手続については、中小企業庁や申請先の市町村等へご確認いただきますようお願い申し上げます。

※証明書発行に関するご留意事項

- ・提出いただいた書類に不備がある場合、修正依頼等で承認までに時間を要することがあります。スケジュールには余裕をもって申請いただきますようお願い致します。
- ・送付先、請求書の宛名はメーカー証明欄に記載された企業のご担当者となります。第三者への送付はできません。
- ・証明書発行手数料は次頁の通りです。原本発行時に請求書を同封しますので、指定銀行口座へ振込をお願い致します。恐縮ですが振込手数料については申請メーカー様でご負担ください。

【証明書 1 枚あたりの発行手数料】

- ・当協会会員※ : 1,000 円 (税抜・送料別)
- ・非会員 : 15,000 円 (")

※当協会会員とは下記の当協会 HP に記載のある企業を指します。

- 「日本溶接協会 会員一覧」 <http://www-it.jwes.or.jp/kain/kaindsp.jsp>

4. 証明書発行申請に関する Q&A

Q1. 様式 1 の「設備の用途又は細目」欄には何を記入したらよいか。

A1. 当協会が証明書を発行できる用途は下記のみです。いずれを記載するかは、ユーザー様のご判断となります。

- | | |
|----------------|----------------|
| ・家具又は装備品製造業用設備 | ・鉄鋼業用設備 |
| ・非鉄金属製造業用設備 | ・金属製品製造業用設備 |
| ・はん用機械器具製造業用設備 | ・生産用機械器具製造業用設備 |
| ・電気機械器具製造業用設備 | ・輸送用機械器具製造業用設備 |
| ・業務用機械器具製造業用設備 | ・その他の製造業用設備 |

「設備の用途又は細目」の記載にあたっては、次ページの各 URL もあわせてご確認ください。

- 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の「別表第二 機械および装置の耐用年数表」
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S40/S40F03401000015.html>
- 「対象資産区分および対応工業会等リスト」
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

Q2. 生産性向上はどのように示せばよいか。

A2. 計算式は下記の通りです。なお数値および年度は提出いただいた根拠資料で確認します。

a. 当該モデル指標数値 > 一代前モデル指標数値 の場合
$\frac{(\text{当該モデル指標数値} - \text{一代前モデル指標数値})}{(\text{一代前モデル指標数値})} \times 100 / (\text{当該モデル販売開始年度} - \text{一代前モデル販売開始年度})$
b. 当該モデル指標数値 < 一代前モデル指標数値 の場合
$\frac{(1/\text{当該モデル指標数値} - 1/\text{一代前モデル指標数値})}{(1/\text{一代前モデル指標数値})} \times 100 / (\text{当該モデル販売開始年度} - \text{一代前モデル販売開始年度})$

Q3. 生産性向上の比較対象となる一代前モデルが存在しないが、申請は可能か。

A3. 新設会社や全くの新規事業分野での第 1 号商品であることを事業経過等から明確に証明できる書類が必要となります。可能な限り過去の類似設備と比較を行っていただきますようお願い致します。

Q4. 証明書発行申請から承認までどの程度時間がかかるか。

A4. 申請受付から承認まで 1 ヶ月程度を目安とさせていただいております。なお申請到着順に確認を進めておりますので、お急ぎの依頼は承っておりません。

Q5. 証明書を紛失したが、再発行は可能か。

A5. 初回発行時の証明書整理番号を記載の上、メールにて再発行をご依頼ください。

なお再発行に際しては、下記の再発行事務手数料がかかります。

【再発行事務手数料】 ※新規発行にかかる事務手数料ではございませんのでご注意ください。

- ・当協会会員※ : 500 円 (税抜・送料別)
- ・非会員 : 7,500 円 (")

5. (ご参考) 税制措置の適用期間と制度内容について

【中小企業等経営強化法の経営力向上設備等にかかる証明書発行】

- ・期間 …2017年4月1日～2021年3月31日
※法改正(2019年3月29日公布)により、制度期間を2年延長
- ・内容 …2020年度末までに取得・製作した設備に対し、即時償却又は取得価額の7～10%の税額控除
(固定資産税の特例については、2019年3月31日をもって指定期間終了)
- ・対象者…青色申告書を提出する中小企業者等(租税特別措置法第42条の4第3項)で、中小企業等経営強化法13条第1項の認定を受けた同法の中小企業者等に該当するもの

※上記は参考とし、詳細は下記のWebページをご確認ください。

- 中小企業庁「経営強化法による支援」<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

【生産性向上特別措置法の先端設備等にかかる証明書発行】

- ・期間 …2018年6月6日～2021年3月31日
- ・内容 …2020年度末までに新規取得する償却資産に係る固定資産税の課税標準を最初の3年間0～1/2へ軽減
- ・対象者…中小企業等経営強化法第2条第1項に定める要件を満たす中小企業者

※上記は参考とし、詳細は下記のWebページをご確認ください。

- 中小企業庁「生産性向上特別措置法による支援」<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/>

【制度比較表】※一部簡略化して記載

制度名称	中小企業経営強化税制 (中小企業等経営強化法)	固定資産税の特例 (中小企業等経営強化法)	生産性向上特別措置法
対象事業者	青色申告書を提出する「中小事業者等」のうち各要件を満たす事業者		
制度期限	～2021/3/31	～2019/3/31※延長なし	～2021/3/31
制度効果	即時償却又は 取得価額の7～10%を税額控除 (※上限あり翌年度繰越可)	固定資産税を 最大3年間1/2軽減	固定資産税を最大3年間 0～1/2に軽減 (※市町村により異なる)
税区分	国税	地方税	地方税
関連法	租税特別措置法第10条5の3、 第42条12の4、第68条15の5	地方税法附則第15条第43項	地方税法附則第15条第47項
当協会における 証明書発行要件	①販売開始から10年以内 ②生産性向上率が年平均1%以上 ③単品価額160万円以上の機械及び装置		

※各制度内容については、必ず中小企業庁や申請先の各市町村による情報をご確認ください。

以上